

## 災害時の歯科医療救護に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と社団法人三重県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、法令、三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護班活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町が避難場所、避難所、災害現場に設置する救護所、その他甲が指示する場所において歯科医療救護を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 歯科傷病者の治療優先度の選別
- （2） 歯科傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療
- （3） 収容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定
- （4） その他必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑にできるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（歯科医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、不足した場合は甲が供給するものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が歯科傷病者の収容歯科医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における歯科医療費は、原則として無料とする。

2 収容歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(費用の弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実現した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が、歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又、死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(市町及び地区歯科医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、市町が行う災害時の歯科医療救護について、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て実施するよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、地区歯科医師会に対し、前項に定める市町の歯科医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第14条 この協定は、平成19年7月19日から適用する。

2 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成19年7月19日から平成20年3月31日までとする。

4 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年7月19日

甲 津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 野呂昭彦

乙 津市桜橋2丁目120番地の2  
社団法人三重県歯科医師会  
会長 峰正博